二　甲種研究栽培者

栽培区域	栽培面積
北海道名寄市	四・五〇アール
茨城県つくば市	三・五九アール
東京都小平市	一・五〇アール
長崎県長崎市	〇・一〇アール
鹿児島県熊毛郡中種子町	一・〇〇アール

○農林水産省告示第二千百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年九月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市高城町石山字谷ノ口三三八〇の一、三三八〇の三一、字富持三五五一の二、字瀬口三八四九の一、三八六一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年九月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市龍神村柳瀬字応地一六〇二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年九月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町三越字拂郷谷一八〇六（次の図に示す部分に限る。）、面川字若宮一三八三、一三八七、一三八八、一三八八の一、一三九一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字拂郷谷一八〇六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年九月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷一〇四九の六（次の図に示す部分に限る。）、一〇六〇の八九、一〇六〇の一〇五、一〇六二の四、一〇六三の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年九月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県湖南市菩提寺字膳所ヶ崎一五八三の一三・字龍王山二〇九三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字膳所ヶ崎一五八三の一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　社会教育施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年九月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県瀬戸市上半田川町一一三八の七六から一一三八の七九まで、一一三八の八一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年九月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷一〇四九の六（次の図に示す部分に限る。）、一〇六〇の八九、一〇六〇の一〇五、一〇六二の四、一〇六三の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年九月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　奈良県吉野郡下北山村大字上池原七五〇の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県庁及び下北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年九月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　沖縄県名護市字屋部前之浜兼久五四六の三（国有林）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○経済産業省告示第二百十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので、同令第十六条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

表の委任した予算科目名の欄中「電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費に限る。）」を「電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年九月二十四日から施行する。